

令和2年（行ウ）第22号 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件

原告 菱木政晴 外11名

被告 京都府知事

## 証拠説明書

(甲55～甲79)

2022年1月11日

京都地方裁判所第3民事部合議EB6係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏

弁護士 諸 富 健

外8名

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲55	事典 昭和戦 前期の日本 (抄)	写し	1990年2月 10日第1刷	百瀬孝	帝国憲法下における統治 組織の概要
甲56	御代替りの諸 儀と法制 (抄)	写し	平成31年3 月18日	神道政治連盟	1947年5月3日の宮内府長 官官房文書課発45号の内 容等
甲57	第120回国会	写し	1991年4月	参議院	1947年5月3日の宮内府長

	参議院内閣委員会会議録第8号（抄）		25日		官官房文書課発45号の扱いに関する政府委員の答弁内容
甲58	よくわかる皇室制度（抄）	写し	平成29年1月3日	藤本頼生	大嘗祭等の概要
甲59	大嘗祭（抄）	写し	2019年4月10日	真弓常忠	1928年の大典の経過等
甲60	天皇・皇室辞典（抄）	写し	2005年3月10日	原武史・吉田裕	即位式と大嘗祭の概要
甲61	初等科修身四（抄）	写し	1943年（昭和18年）	文部省	「教育勅語」と「大嘗祭」の解説内容。 ※国立国会図書館デジタルコレクションを閲覧 ※該当部分に通し頁を付した。
甲62	天皇制と歴史学（抄）	写し	2019年8月17日	宮地正人	明治維新以後における大嘗祭の性質
甲63	『宗教的情操教育論』について	写し	2006年	洗健	駒沢大学名誉教授洗健（宗教学）の論文。昭和10年代における国家神道教育の状況
甲64	憲法史からみた象徴天皇制	写し	2017年11月3日	水林彪	「憲法研究創刊第1号」所収論文。憲法1条の2つの「象徴」の意義及び2016年8月の前天皇務め言明

					の意味について
甲65	親鸞とマルクス主義（抄）	写し	2021年8月25日	近藤俊太郎	戦前における政教分離にかかわる運動の状況等
甲66	政府の國體明徴聲明と余の見解（抄）	写し	1935年11月30日	小野塚道純	第一次国体明徴声明の内容等
甲67	国体の本義（抄）	写し	1937年3月25日	文部省	「国体の本義」に記載されている「大日本帝国」の成り立ち等
甲68	天皇の根本規範	写し	2021年4月25日	蟻川恒正	「論究ジュリスト」No.36所収論文。2016年8月の前天皇務め言明が意味するもの等
甲69	憲法上の概念としての「宗教」の定義	写し	2000年11月20日	瀧澤信彦	「信教の自由」所収論文。献上の「宗教」の定義の必要性について
甲70	思想の自由と信教の自由（抄）	写し	2003年9月25日	土屋英雄	宗教の定義に関する見解
甲71	日本国憲法の基本原理	写し	1993年6月25日	古川純	1990年の大嘗祭の違憲性について
甲72	政教分離裁判と国家神道（抄）	写し	1995年3月30日	平野武	明治初期の宗教政策の内容等
甲73の	①教育勅語等	写し	2021年11	①衆議院	教育勅語、軍人勅諭等が

1, 2	排除に関する 決議  ②教育勅語等 の失効確認に 関する決議		月23日印 刷	②参議院	排除される決議があつた こと及びその内容
甲74の 1～3	①天皇条項の 解釈をめぐる 若干の問題（ 一）  ②同（二）  ③同（三）	写し	①1990年  ②1990年  ③1991年	小林武	①は「南山法学13巻4号」、 ②「南山法学14巻1号」、 ③は「南山法学14巻2・ 3・4合併号」所収。  憲法の各条項は憲法の枠 内で厳格に解釈すべきこ と等。
甲75の 1, 2	①「第8章 信教の自由と 政教分離原則 」  ②「第3章 国民主権と天 皇制」	写し	①2016年4 月20日  ②2020年9 月25日	渡辺康行・宍戸 常寿・松本和彦 ・工藤達朗	①政教分離規定の趣旨等 ②国民主権原理と天皇制 との関係について
甲76	資料集成 即 位の礼・大嘗 祭	写し	1991年3月	斎藤憲司	「ジュリスト」No.974号所 収。大嘗祭にかかわる閣 議決定等の内容
甲77	本件諸儀式へ の知事らの参 列の宗教的意	原本	2022年1月 6日	菱木政晴	宗教学上からみた「宗教」 の定義、及び本件各参 列が宗教行為であること

	味について				等。
甲 7 8	意見書	原本	2022年1月 6日	駒込武	国家権力が皇室祭祀・神社神道の宗教的儀礼と学校などの世俗的エージェントを相互に関連させることにより国民の政治的統合を実現し、支配下にある人々の政治的規律化を実現するための仕組みは現代でも働いていること、そうである限り「国家神道」（国家神道体制）は「消滅」したとすることはできないこと、本件大嘗祭への参列の違憲性は上記認識のもとに審理し判断されるべきこと等。
甲 7 9	意見書	原本	2022年1月 10日	高木博志	大嘗祭が新天皇がアマテラスと一体化して神性を獲得する宗教儀式であり、かつ、天皇と臣民＝国民との服属関係を確認する服属儀礼でもあること等

